

〈会長および評議員選挙施行細則〉

第1条

本会則は会則第10条および第11条に定められた会長および評議員の選出に関する手続きである。

第2条

選挙の施行に関する事務は選挙管理委員が管理する。選挙管理委員会は若干名の選挙管理委員で構成し、事務局所在地区の会員の中から地区選出の評議員が推薦し、評議員会の承認を経て選出する。その任期は2年とする。

第3条

選挙は会員の無記名投票による。

- 2 投票は、会則第17条にしたがって、選挙管理委員会が定めた期日中に日本陸水学会ホームページ上で所定の手続きにより電子投票するか、所定の投票用紙を用いて期日までに到着するよう郵送し紙投票するか、いずれか一方の方法によらなければならない。
- 3 電子投票の場合は、会長投票フォームに1名を、また、評議員投票フォームには、全国から選出される全国委員については4名を、さらに所属地区から選出される地区委員については投票者の所属地区の1名を入力し送信する。紙投票の場合は、会長選挙用紙に1名を、また、評議員選挙用紙には、全国から選出される全国委員については4名を、さらに所属地区から選出される地区委員については投票者の所属地区の1名を記入する。

第4条

投票用紙に定足数を超えて記入した場合は、その投票用紙を、また同じ候補者が重複記入されている場合は重複した分の投票を無効とする。同じ投票者が電子投票および紙投票の両方により投票した場合はその紙投票を無効とする。電子投票システムの不具合やその他の問題が発生した際における投票の有効・無効の決定に関しては、選挙管理委員会および幹事長と庶務幹事の審議により行う。

第5条

開票は選挙管理委員会が幹事長、庶務幹事の立ち合いのもとで行う。

第6条

第3条の選挙で、会長は有効最多票を得たものを当選者とする。全国委員と地区委員は、おのおの有効得票順に上位から所定数を当選者とする。同一人が全国委員と地区委員の両方に当選した場合、その者は全国委員となり、地区委員には次点者を順次繰り上げる。末位に同得票の者があるときは、i) 上位に同一機関の当選者がいない者、ii) 2期連続しない者、iii) 年少の者、の順序で当選者とする。

第7条

評議員の欠員が生じた場合は、次点者を繰り上げ当選者とし、その任期は前任者の残任期間とする。

- 2 評議員の欠員とは、退会、死亡、所属地区の変更および本人から会長宛で辞任申し出があり、評議員会で承認された場合とする。
- 3 評議員が幹事長、庶務幹事、会計幹事に選出された場合は、同地区の次点者を繰り上げ当選者とする。

2014年9月10日改定。